

P T A 会則

昭和24年4月制定
昭和32年4月一部改正
昭和46年5月一部改正
昭和48年5月一部改正
平成15年4月一部改正
平成18年4月一部改正
平成20年4月一部改正
平成21年4月一部改正
平成22年5月一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県立宇和島南中等教育学校P T Aと称し、事務所を同校内におく。

(目 的)

第2条 本会は教育基本法の趣旨にのっとり、愛媛県立宇和島南中等教育学校生徒の保護者と職員が互いに協力して、同校教育の充実発展を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、愛媛県立宇和島南中等教育学校生徒の保護者と、職員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教育施設の改善、充実に関する事項
- (2) 生徒の奨学及び福祉増進に関する事項
- (3) 学校と家庭との連絡及び校外指導に関する事項
- (4) 生徒の土曜補習及び業者試験などに関する事項
- (5) 職員の研究、調査の後援に関する事項
- (6) 会員相互の研修、親睦に関する事項
- (7) その他必要な事項

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 総会において選出、及び承認する。
- (2) 副 会 長 6 名 前項に同じ
- (3) 監 事 3 名 前項に同じ
- (4) 理 事 校外理事と校内理事に分け、それぞれ保護者と職員の中から選出する。
- (5) 庶務会計 若干名 会長が委嘱する。

2 会長、副会長及び監事は、役員選考委員会（以下「委員会」という。）で候補者を選考し、理事会の承認を経て総会で承認決定する。

3 委員会の運営については、別に定める。

(任 務)

第6条 本会の役員の仕事は、次のとおりである。

- (1) 会 長 会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。
- (3) 監 事 本会の会計を監査する。
- (4) 理 事 会務を運営する。
- (5) 庶務会計 本会の庶務及び会計の事務に当たる。

(任 期)

第7条 役員の仕事は1か年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問に応ずる。

第4章 会 議

(総 会)

第9条 本会は、毎年1回総会を開き、次の事項の審議及び承認を行う。主要事業の報告、決算及び予算、役員改選、その他必要と認める事項

2 前項のほか、会長が必要と認めたととき、臨時に総会を開くことができる。

(理事会)

第10条 理事会は随時これを開き、第4条の事業を行うために必要な事項を協議する。

(学級・学年懇談会)

第11条 学級・学年懇談会は、必要のある場合随時これを開くことができる。

第5章 専門委員会

第12条 本会は、第4条の事業を推進するために必要な専門委員会をおくことができる。

第13条 専門委員会の委員は、役員会で選出し、委員長は委員が互選する。

第14条 専門委員会は、必要に応じて委員長が、会長の承認を得てこれを開く。

第6章 会 計

(会 費)

第15条 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 本会の会計は会長が執行する。ただし、校長に委任することができる。

2 校長に委任するもののうち、特に重要なものについては、会長の決裁を得るものとする。

第7章 附 則

第18条 本会則の変更は、総会において承認を受けなければならない。

第19条 本会則は、平成22年5月8日から施行する。